

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は採用日と出勤日が異なる場合の
資格取得年月日についてです。



事務担当者

4月1日付で職員を採用しましたが、本人の都合で5月10日から出勤しました。資格取得年月日はどちらになりますか？

Q



城間先生

A

健康保険の被保険者資格取得をする日は、事業所との間に使用関係が生じた日としています。この場合の使用関係とは、現実に業務に使用されるようになった状態をいいますので、採用の辞令が交付されたことと使用に至った日とは必ずしも一致しません。

Q

先生、もう少し詳しく教えてください。

A

4月1日が採用で実際に勤務に服したのが5月10日であっても、4月1日から会社との使用関係が生じ、4月分から給料の支払いが行われれば、4月1日が資格取得日となりますし、4月1日より5月9日までは辞令が交付されたということだけで使用関係の実態がなく、給料の支払いも行われず、5月10日になって初めて使用関係が生じ、給料もその日以降から支給されるような場合は、5月10日が資格取得日になります。

Q

確認して良かったです。ありがとうございました！



Point



- 被保険者の資格取得は、事業所との間に使用関係が生じた日。
- 資格取得日から5日以内に日本年金機構（事務センターまたは管轄の年金事務所）へ提出。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）
6月：3日（金）・10日（金）・17日（金）・24日（金） □ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

